

## 憲法9条の成立（I）

河 上 暁 弘

はじめに

1. 憲法9条成立過程に関する論点に関する議論の前提
  2. 幣原とマッカーサーの証言  
— 幣原・マッカーサー会談（1946年1月24日） （以上、本号）  
（以下、次号以降）
  3. 戦争放棄条項（憲法第9条）の文言の推移についての概観
  4. 憲法9条の憲法条項内の位置
  5. 「芦田修正」と「文民」条項挿入をめぐる問題について
  6. 憲法9条成立過程における条文修正が及ぼした効果について
  7. 高柳・マッカーサー往復書簡について
  8. 幣原提起説をめぐる証言・学説の検討
  9. 憲法9条と再軍備・沖縄
- おわりに

## はじめに

1945年は、現代史の大きなターニングポイントであった<sup>(1)</sup>。第二次世界大戦が、広島・長崎における核兵器の使用をきっかけに終結し、「人類が自己の破滅の鍵を掌中に握った時代」（サルトル）を迎えた。この「核時代」の到来は、世界の人々に人類滅亡の危機をリアルな問題として考えさせ、①核・戦争、②環境破壊、③資源・エネルギー問題などといった危機認識の共有という意味では、「地球は1つである」あるいは「地球は1つでなければならない」といった精神的共同体を地球規模で成立させた。また、他方で、人類が世界戦争をまがりなりにも終結させたということは、植民地の解放・独立を促し、また戦争と軍拡についての反省に基づいた平和を創造することの必要性について真摯に考え取り組むきっかけをつくり出した。国際連合の成立も一応そうした潮流の中に位置づけられ得る。この国連を舞台にして、その後、「世界人権宣言」（1948年）、「国際人権規約」（1966年）をはじめとする人権の国際化も進んで行くことも併せて見ておきたい。その意味で、1945年は、人類滅亡といった危機認識の国境を越えた共有と平和や人権理念の地球規模への拡大と深化を生み出す原点の年であったと言い得るであろう。これら2つの要因を併せ、現代を「地球時代」（堀尾輝久）<sup>(2)</sup>ととらえたい。言うまでもなく、「国民国家から世界連邦へ」、「国家主権から人類主権へ」（小林直樹）<sup>(3)</sup>などという風に進んで行くには、まだまだ時間がかかりそうであり、その意味で、「地球時代」はまだその幕開け・黎明期にすぎないとも言えるだろうが、今後とも本当の意味で現代を「地球時代」へと切り開いて行く主体的実践が求められよう。それは、言わば、地球市民による新しい世界史物語の創造である。

去る2015年は、「戦後70年」の年であり、広島・長崎への原爆投下（被爆）70年の年でもあった。現在の日本においても、あらためて約70年前の〈1945年〉の意味が問われているように思われる。

---

(1) 1945年の歴史的意味について、中村政則・尹健次・天川晃・五十嵐武士編『世界史のなかの1945年』岩波書店、1995年等、参照。

(2) 堀尾輝久『地球時代の教養と学力』かもがわ出版・2005年、38頁以下等、参照。

堀尾は、地球時代を「地球上に存在するすべてのものが一つの運命的な絆によって結ばれている感覚ないし意識が、地球規模で広がり、共有されていく時代」（同書・38頁）と位置づけ、その始まりを1945年としている。

(3) 小林直樹「戦後日本の主権論」『国家学会雑誌』104巻9-12号・1991年、同「世界問題と憲法」『ジュリスト』No.1081・1995年12月15日号等、参照。

1945年という年は、日本にとっては、敗戦の年であり、日本の近代史を大きく方向づけたアジア侵略・「大日本主義」路線の破綻を意味する。そして、同時に、日本国民は、「①自衛の名による侵略戦争、②国防のための軍拡による不可避的戦争誘発、③現代戦争、特に核戦争が地上の最大悪（ないし「絶対悪」）であることを身をもって知った」という「国民の三大経験」（深瀬忠一）<sup>(4)</sup>を持つこととなった。このことを、「戦後70年」の意味を考える上で、そして現在と未来の平和の創造という点において架橋する現代日本の原点としてふまえつつ、2015年に、戦後70年を迎えた日本が、この約70年間、国内総生産（GDP）等の面では、ただ戦後「復興」を成し遂げるだけにとどまらず、世界有数の「経済大国」とも言われるようになったことや、また、戦後70年あまりにわたって、戦争を加害・被害双方の意味で直接は経験しなかったことをいかに評価するか、また日本国憲法の平和主義理念や戦争責任や戦後補償等の問題等について（それを肯定するにしても否定するにしても）十分に問われることなく済ませてきた日本の政治の現状をいかに考えるか、こうした問題が今ほど問われている時もないようにも思われる。

「愚者は自己の経験から学び、賢者は他者の経験から学ぶ」（ビスマルク）とも言われるが、複雑極まり解決が困難な問題に出会ったとき、ひとは、往々にして、歴史から学ぼうとするという方法を選ぶ。それは、過去の類似した事象にはしばしば多くの教訓が含まれており、アナロジカルな思考によって、論理や国際比較だけでは得られないような思考の土台を得ることができることを知っているからである<sup>(5)</sup>。現在の国際情勢を知る場合にも、日本が置かれている状況を知る場合にも、その背後にいかなる歴史的背景があるか、どのような歴史の積み重ねを経て成立しているかということ認識し、状況を見通す必要があるだろう。

今、日本も世界も変化の時代、激動の時代を迎えつつある。かつて、ドイツ連邦共和国大統領を務めたリヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカーは、ドイツ敗戦40年記念の演説（1985年5月8日連邦議会）において、「罪の有無、老若いずれを問わず、我々全員が過去を引き受けねばなりません。全員が過去からの帰結に関わり合っており、過去に対する責任を負わされているのであります。……過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです」<sup>(6)</sup>と述べたことで知られるが、過去の事実を認め、「過ち」を「過ち」と認め

(4) 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』岩波書店、1987年、205頁。

(5) 佐藤優『世界史の極意』NHK出版新書、2015年、10頁、参照。

(6) リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー（永井清彦訳）『荒れ野の40年』岩波ブックレット、1986年、16頁。

ることは、前向きに未来を創っていく上での決定的な重要性を持つ。「過ちを改めざる、是を過ちと謂う（過而不改是謂過矣）」（『論語』）からである。

近年、政治言説のアリーナにおいて、「未来志向」という名において、過去のこと（加害・被害）は脇に置いて、とにかく新しいものを創ろうといった主張も見られる。しかし、「共生」や「未来創造」は、民衆の被害感情を無視することでも、多数派・強者の主張を一方向的に押しつけ、少数派・弱者の痛み鈍感になることでもないはずである。「未来志向」の前提として、過去と誠実に向き合うことが必要であり、信頼醸成・平和構築の前提として、「現実」なるものは、支配的な権力や権威の持つ者が一方向的につくり・固定化するものでものではなく、常に変わり得るものであり、また一人ひとりの個人が日々創っていくものであるという動的・実践的な「現実」観（丸山眞男）に立つ民衆的・市民的視点が必要であろう。

戦後日本は、大日本帝国の負の遺産を自覚的・主体的に克服する努力を怠ったまま、ある意味で戦前・戦後の連続性を維持したまま、パックス・アメリカーナに組み込まれることで、国際社会に「復帰」し、かつて侵略・植民地支配をしたアジア諸国の民衆と十分に向き合わず、また沖縄の軍事化・基地化を前提とした「平和」を享受してきたという側面を持つ。また、戦争の被害を繰り返さないこと、戦争に巻き込まれないことを重視した結果、戦後日本の平和主義（運動・実践）はややもすると「しない」ことを重視する傾向（「しない平和主義」）も見られ、国際的に連帯して、「正義と秩序に基づく国際平和」を創り出す主体的で積極的な努力やそのための構想・政策論の提示の側面（「する平和主義」）が弱かったことが指摘されてきた<sup>(7)</sup>。

---

(7) 君島東彦「日本国憲法の平和主義を捉え直す」ピープルズ・プラン研究所編『九条と民衆の安全保障』現代企画室、2006年、66-67頁、参照。また、君島は、戦後日本について、次のようにも指摘している。

「2015年、われわれはアジア太平洋戦争の敗戦70年を迎える。大日本帝国の負の遺産を自覚的・主体的に克服する努力が不足したまま、パックス・アメリカーナに組み込まれることで『国際社会に復帰』した戦後日本は、それでもなお、被爆体験を含む敗戦体験と憲法平和主義を抛り所として、軍勢力を脱正統化し、軍勢力を自制する法制度・政策を維持して、『平和国家』として歩んできた。もちろん『平和国家』70年に多くの弱点がある。かつて植民地支配し、侵略したアジア諸地域の人々に対する加害責任の自覚の弱さ、朝鮮半島と沖縄の軍事化が『日本の平和』とセットになっている面があること、戦後日本の平和主義は孤立主義的な傾向が強く、平和で公正な世界秩序をつくり出していく主体的・非軍事的な努力が弱かったこと等々」（日本平和学会2015年度春季研究大会大会テーマ「敗戦後70年の地点で平和を再定位する——ヒロシマで考えるアジア太平洋平和と秩序への道筋」の君島東彦日本平和学会第21期企画委員長の「開催趣旨」 <http://www.psj.org/2015年度—春季研究大会/>）

今日、こうした戦後日本の「平和」の持つ弱点をいかに考えるかが問われている。この問題を考えるに当たっては、アジア（植民地支配・戦争責任・戦後補償問題）や沖縄（米軍基地問題）への加害や犠牲を正面から直視した上で、今なおそれらと十分に向き合うことなく済ませてきている日本の「国内政治体制」の過去および現在のあり方を鋭く問う必要がある<sup>(8)</sup>。

こうした戦後日本の「平和」の持つ弱点を今日いかに考えるか、「戦後レジーム」の光と影を、アジアや沖縄等の視点も参照しつつ、いかに見据えるか、そうしたことを正面から直視しないで、アジアの平和を構想しても、日本（あるいは広島）からの平和構想の国際的発信と言っても、十分な説得力を持たない可能性があるようにも思われる。国際平和を実現するためには、グローバルで国際的な視座を持ち、あるべき国際秩序を考えることはもちろん必要だが、それに加えて、アジアにおける日本の影響や日本の中央政府・自治体・市民がなし得ることをいかに考えるのか、日本自身が平和の国内的条件をいかに構築し得るのか、自治体レベルのローカルで地域的視点から平和の国際的・国内的条件をいかに提供できるのかということについての考察と提言も大いに求められているように思われる。

---

(8) 古川純「平和主義五〇年の回顧と展望 — 平和憲法の“光”と“影” — 」日本公法学会『公法研究』第59号・1997年10月、102頁以下、古関彰一『「平和国家」日本の再検討』岩波現代文庫、2013年、333頁等、参照。

さて、日本国憲法は、1946年11月3日に公布され、1947年5月3日に施行された。もはや、日本においては、その成立の最大のきっかけとなった「敗戦」と、現行憲法の成立<sup>(9)</sup>から約70年が経過したということとなる。

日本国憲法は、この約70年、二つの異なる評価（「平和憲法」と「押しつけ憲法」）の中で複雑に揺れ動きながら生きることを余儀なくされた。憲法を自らの正当性の源泉とすべきはずの「支配者層」の相当部分からは敵視され、現在の統治構造を批判する人々をも

---

(9) 日本国憲法制定過程に関しては、高柳賢三・大友一郎・田中英夫編『日本国憲法制定の過程 I・II』有斐閣、1972年、憲法調査会憲法制定の経過に関する小委員会編『日本国憲法制定の由来：憲法調査会小委員会報告書』時事通信社、1961年、高柳賢三『天皇・憲法第九条』有紀書房、1963年、芦部信喜・高見勝利・高橋和之・日比野勤『日本国憲法制定資料全集』1-6（日本立法資料全集）信山社出版、1997-2009年、佐藤功『憲法改正の経過』日本評論社、1949年、佐藤達夫『日本国憲法成立史』全4巻、有斐閣、1962-1994年（第3、4巻は佐藤達夫著・佐藤功補訂）、佐藤達夫著『日本国憲法誕生記』中公文庫、1999年、入江俊郎『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題：入江俊郎論集』入江俊郎論集刊行会、1976年、田中英夫『憲法制定過程覚え書』有斐閣、1979年、鈴木安蔵『憲法制定前後：新憲法をめぐる激動期の記録』青木書店、1977年、長谷川正安『憲法現代史 上：占領と憲法』日本評論社、1981年、古関彰一『日本国憲法の誕生』岩波書店、2009年（同書の旧版として、古関彰一『新憲法の誕生』中央公論社、1989年、中公文庫版、1995年）、古関彰一『「平和国家」日本の再検討』岩波書店（岩波現代文庫）、2013年、古関彰一『平和憲法の深層』ちくま新書、2015年、大森実『マッカーサーの憲法』講談社文庫、1981年、村川一郎・初谷良彦『日本国憲法制定秘史：GHQ秘密作業「エラマン・ノート開封」』第一法規出版、1994年、キョウコ・イノウエ著・監訳；古関彰一、五十嵐雅子訳『マッカーサーの日本国憲法』桐原書店、1994年、鈴木昭典『日本国憲法を生んだ密室の9日間』創元社、1995年、ベアテ・シロタ・ゴードン著；平岡磨紀子構成・文『1945年のクリスマス：日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝』柏書房、1995年、西修『日本国憲法成立過程の研究』成文堂、2004年、家永三郎『歴史のなかの憲法』（上）東京大学出版会、1977年、古川純『日本国憲法の基本原理』学陽書房、1993年、竹前栄治・岡部史信著『憲法制定史』（日本国憲法検証：1945-2000資料と論点 第1巻）小学館文庫、2000年、富原薫『日本国憲法制定誌』文藝春秋企画出版部、2007年、青木高夫『原点から読み解く日米交渉の舞台裏 日本国憲法はどう生まれたか？』ディスカバー携書、2013年、小林直樹「制憲史の原理的考察」『思想』1962年5号（小林直樹『日本における憲法動態の分析』岩波書店、1963年所収）、堀尾輝久「憲法九条と幣原喜重郎」『世界』2016年5月号、廣田直美「内閣憲法調査会が戦後憲法史において果たした役割：渡米調査と二つの『報告書』に焦点をあてて」2015年度博士学位申請論文（青山学院大学）2015年（<http://www.agulin.aoyama.ac.jp/opac/repository/1000/18672/18672.pdf>）等、参照。

日本国憲法の成立過程に関する資料の利用については、高見勝利監修、国会図書館電子展示会『日本国憲法の誕生』（<http://www.ndl.go.jp/constitution/index.html>）が便利である。

なお、私自身の憲法制定過程についての考えについては、未公開だが、私の修士学位申請論文「日本国憲法の成立とその思想的淵源の研究」（1999年3月・中央大学大学院図書館所蔵）にまとめたことがあり、また、その一部を、修正等を加えた上で、「日本国憲法第9条の成立と空洞化——日本国憲法成立前後における9条と天皇制の相克——」（『専修法研論集』第27号・2000年9月号）として公刊したこともある。本稿は、その時に行った研究を活用しつつも、当然ながら、ここ15年程度の新しい研究動向を参照して、結論が変わった部分も含む増補修正を加えている。

含む多くの民衆からは基本的には支持されるという「定着」と「空洞」の特殊複雑なそして重層的な構造<sup>(10)</sup>の中に身を委ねることとなったのである。

そもそも、近代憲法というものは、市民革命の後、自らの人権保障を確実にするため、権力を制限する制限規範として、民衆が自ら選んだ国家権力担当者・為政者に対して「押しつけ」たものである。そうであることを考えると、時の権力者が憲法の拘束を快く思わないケースが場合によっては生じても、それ自体は決して珍しいものではない。しかし、憲法が、一方では権力の成立要件であり正当性を法的に裏付ける規範であることを同時に考えあわせると、日本のように、憲法を運用する側がその本音において最初からこれを敵視するというのは、民主主義を理念として掲げる国家においては、きわめて稀なケースと言わなければならないだろう。

その原因として、その内容（とりわけ憲法9条の非戦・非武装平和主義）があることと並んで、その制定過程の特殊性が指摘をされる。いわゆる「押しつけ憲法」論などは、その典型的なあらわれであろう。この種の議論の内容の客観的妥当性はともかく、そこには当時の日本側の憲法制定過程の当事者たちの「こんなはずではなかった」「今に見ている」という思いが伝わってくる。ただし、日本国憲法が、連合国軍総司令部（GHQ）と日本国政府（幣原喜重郎内閣）の間だけで作られたもの（とりわけ前者による後者への押しつけ）という認識は正しくないだろう。少なくとも、憲法制定過程を詳細に検討する場合には、「国際的および国内的諸行動主体ないし契機の決定・関与・影響関係によって規定され、最終的に複合されて行く動的過程の解明」<sup>(11)</sup>が必要であるように思われ、少数のアクターの特定の影響力のみを強調するだけでは憲法制定過程の実相を正確に描き出すことはできないと思われるからである。

今日、日本国憲法は一方的なマッカーサー・GHQの押しつけによって強制的に制定させられたものである（それゆえに改正すべき）といった類いの単純な「押しつけ」論を前面に押し出した議論は、現在の憲法9条を中心とした改憲論の中にも、さすがに一昔前ほ

(10) 日本国憲法の「空洞」と「定着」といった憲法動態の構造的分析については、小林前掲書註(9)、渡辺治『日本国憲法「改正」史』日本評論社、1987年、渡辺治「日本国憲法運用史序説」樋口陽一編『講座憲法学1 憲法と憲法学』日本評論社、1995年等、参照。

(11) 深瀬前掲書註(4)・113頁、参照。

どの勢いはなくなっているように見受けられるが<sup>(12)</sup>、しかし、戦後改革そして日本国憲法制定過程の特殊性（非「普通」性とでも言うべきか）を議論の暗黙の前提としつつ、新たな事態に対応するための「戦後体制打破」論としての改憲構想は、「戦後レジームの転換」「普通の国」「国際貢献」「危機管理」等を掲げつつ、かしがましく叫ばれあとを断たない。

安倍晋三首相も、日本国憲法の成立過程について、例えば、次のように述べている。

「事実上、これは占領軍がつくった憲法であったことは間違いがないわけであります」、「（GHQの）25人の委員が、そこで全くの素人が選ばれて、たったの8日間で作られたのが事実であります」（衆議院予算委員会2013年4月5日<sup>(13)</sup>）。

もっとも、「戦後レジームの転換」と憲法改正を訴え続けてきた安倍首相自身、ポツダ

- 
- (12) なお、一例としてここでは、衆議院憲法調査会報告書の憲法制定過程に関する記述をあげておきたい。日本国憲法制定経緯について、次のように述べられ、憲法改正をめぐる議論に当たって、必ずしも制定経緯論（「押しつけ」論）が前面に出ているようではないという印象を持つ。

「日本国憲法の制定に当たり、GHQ民政局がマッカーサー元帥によって示された三原則（マッカーサー・ノート）を基礎に作成した草案を日本側に提示し、それを基に日本国憲法の原案を起草するよう指示したことをはじめ、戦前の経歴等から好ましくないと判断した人物を公職より除去したこと（公職追放）、出版物等の事前検閲（プレス・コード）により、憲法の制定にGHQが関与したことを伏せたこと等一連のGHQの関与は事実ではあるが、その点ばかりを強調すべきではないとする意見が多く述べられた。／〔原文改行、以下引用文中の／は改行を示す。〕これに対して、『押しつけ』と捉えて問題視する意見もあった。」（『衆議院憲法調査会報告書』衆議院憲法調査会、2005年、254—255頁、下線は引用者）

- (13) 安倍晋三首相の答弁は次のとおり（質問者は、細野豪志衆議院議員）。

「基本的には、いわばさまざまな疑問があって、例えば、ハーグ陸戦協定上、占領している期間にはその国の基本法を変えてはならないという規定があるわけでありますが、しかし、その中において我々は、事実上、これは占領軍がつくった憲法であったことは間違いがないわけであります。形式的にはそうではないわけでありますが、しかし、占領下においてそれが行われたのは事実として事実であります。その中において、やはり占領が終わった中において、いわばそういう機運を盛り上げるべきではなかったかというのが私の考えであります。／まさに、これは昭和二十一年であります。当時の幣原内閣において、松本丞治担当大臣が案をつくっていたわけでありまして、甲案、乙案というのを考えていたわけですが、これは二月一日に毎日新聞がスクープしたわけでありまして、このスクープした案を見てマッカーサーが激怒して、そして二月の四日にホイットニー民政局長とケーディス次長を呼んで、もう日本には任せておけないから、これは私たちでつくろうという指示をホイットニーとケーディスに出して、そして、ホイットニーがケーディスに対して、委員会をつくってつくりなさい、そして二十五人の委員が、そこで全くの素人が選ばれて、たったの八日間で作られたのが事実であります。これが原案と言われているわけでありまして、／しかし、そこは、そういう事実も踏まえて、その段階ではそういう事実に対してもみんな目を覆っていたんですよ。ですから、そういう事実をやはりちゃんと見ながら、自分たちで真の独立国家をつくっていかうという気概を持つべきではなかったかということをお願いいたします。」



ム宣言のごく基本的な部分につき、つまびらかに読んでも理解もしていないという発言をしたことにも見られるように（国家基本政策委員会2015年5月20日<sup>(14)</sup>）、一連の発言がどこまで考え抜かれての発言であるかは疑問が残るが、ただ現在においても、こうした戦後改革や憲法制定について、その出自から問題とする言説がしばしば現れ、それなりの影響力をいまだに持っているようにも見える。このように、現在の日本政治においてもなお、戦後改革・憲法成立過程の議論をめぐる爪跡がしっかりと残されているようである。

こうしてあらためて歴史の始点から日本国憲法およびその背景にある戦後政治を再点検してみるならば、大日本帝国憲法（明治憲法）下の状況と比較して、国民の自由、人権、民主主義、平和を飛躍的に保障・確立するものであった一方で、その歴史的制約も、今日の視点からは厳しく問わなければならない。戦争責任、戦後補償、天皇制、平和保障、外国人の人権、女性の人権等は、今日も重要な論点であり続けている。

こうした点から、考えても、憲法改革をはじめとする戦後改革は、現代日本の原点であるのみならず、その構造を理解する上で、重要な検討対象である。そして、今日のように複雑・混迷極まる時代状況の中でこそ、「原点にかえる」ことの重要性を強調したい。いわゆる「復初の説」（丸山眞男）<sup>(15)</sup>である。

(14) 安倍晋三首相の答弁は次のとおり（質問者は、志位和夫衆議院議員）。

「このポツダム宣言を我々は受諾をし、そして敗戦となったわけでございます。

そして、今、私もつまびらかに承知をしているわけではございませんが、ポツダム宣言の中にあつた連合国側の理解、例えば、日本が世界征服を企んでいたということ等も今御紹介になられました。私はまだその部分をつまびらかに読んでおりませんので承知はしておりませんから、今ここで直ちにそれに対して論評することは差し控えたいと思ひますが、いずれにせよ、まさにさきの大戦の痛切な反省によって今日の歩みがあるわけでありまして、我々はそのことは忘れてはならない、このように思っております。」

なお、安倍首相は、かつて、2005年に、ポツダム宣言（1945年7月26日）と原爆投下（1945年8月6日、8月9日）との時系列の前後関係を取り違えて次のように発言していることも注目しておきたいと思う（『Voice』2005年7月号）。

「安倍晋三議員 ポツダム宣言というのは、アメリカが原子爆弾を2発も落として日本に大変な惨状を与えたあと、『どうだ』とばかり [に] 叩き付けてきたものです。そんなものを持ち出して、あたかも自分自身が戦勝国であるかのような態度で日本の総理を責めあげる」（引用者において一文字補っている）。

(15) 丸山眞男「復初の説」『丸山眞男集』第8巻、岩波書店、1996年、351頁以下、参照（この内容は、1960年6月12日の講演のものとされる）。丸山によると、この「復初の説」の元の語である「復性復初」とは、「ものの本質にいつも立ちかえり、事柄の本源にいつも立ちかえる」ことであり、具体的にそれを論ずるなら、日本の政治等にとっては、「初めにかえれということとは……八月十五日にさかのぼれということでもあります」と指摘し、廢墟の中から新しい日本の建設を決意したあの時点の気持ちに立ち返るべきことを主張している。

日本の敗戦は、そのまま明治体制・明治憲法の完全否定、市民革命・民主主義革命、天皇制の廃止、「国民主権」を担う憲法制定権力としての民衆（people）の創出、実現等を実態面で意味するものではなかった。それどころか、君主・昭和天皇を頂点にいたく体制、当時の「日本国政府」がそのまま残存するに至ったのである。これは、二度の世界大戦により君主制が廃止された多くの国々とも異なり、また敗戦でナチス政府が完全に崩壊したドイツの例とも正反対のものであった<sup>(16)</sup>。カール・レーヴェンシュタインがその著『君主制』で喝破した、「敗戦が国民にとって、王朝の周囲により密接に結集する契機となった以前とはちがい、今日ではもはや王朝は敗戦を切り抜けることはできない。たとえ王朝が敗戦に責任がない場合ですら、君主制はスケープ・ゴーツなのであり、荒野に追いやられる」<sup>(17)</sup>とされたヨーロッパの君主制（ハプスブルク、ホーエンツォレルン、ロマノフ等）の一般理論は、日本においてはそのまま当てはまるものとはならなかったことになる。

日本の戦後改革は、結果として、まずは戦前・戦中体制から継続した為政者ないし「支配者層」が引き続きイニシアチブをとる形で進められることとなった。これに連合国による占領が組み合わさり、後に当時の日本の「支配者層」が意図しない自由化・民主化・非軍事化が強力に推し進められることとなるのだが、いずれにしても、国民にとってみれば、「上からの改革」ないし「恩賜の民権」であったという面がある。

もちろん、他方で、「帝国憲法体制の下で、早くからその全面変革への志向が一部の先駆者の間で芽生えていたばかりではなく、十五年戦争の進行過程において帝国憲法体制呪咀の意識が民衆の間にも広まり、ほとんど日本国憲法の基本理念と変わりのない構想までが生み出されていた事実は、日本国憲法制定の意義を実質的に評価するために欠かすことのできない歴史的な前提として重視する必要がある」（家永三郎）<sup>(18)</sup>ことは認められるだろう。この点はいくら強調しても強調しすぎることはないことである。

ただし、そうであるとしても、日本の民衆が戦後すぐに改革の主體的な担い手として登場しなかったというもう一方の事実は、冷静かつ客観的に振り返っておく必要があるように思われる。確かに日本では、国家の戦争責任をしかるべきかたちで民衆が問うということもなく、終戦に伴って民衆の解放宣言が出されるということもなかった。そのことが、日本の戦後改革、そして憲法改革（日本国憲法の成立）にも大きな影響をもたらすことと

---

(16) 色川大吉編『敗戦から何を学んだか — 日本・ドイツ・イタリア —』小学館、1995年等、参照。

(17) カール・レーヴェンシュタイン（秋元律郎・佐藤慶幸訳）『君主制』みすず書房、1957年、13頁。

(18) 家永前掲書註(9)266頁。

なったからである。

また、天皇制が、象徴天皇制という形になったにせよ残され、昭和天皇の戦争責任も問われたり（一時有力に唱えられた）その退位が行われたりはすることはなく、日本国憲法の制定も明治憲法の改正という形で行われ、旧体制との連続性が強調されたことも見落としてはならない。さらに、今回は触れないが、憲法成立直後、この天皇制の存在こそが、憲法を空洞化して行くきっかけをつくるということも見逃すことのできない重大問題である<sup>(19)</sup>。これらのことは、本来、「民権」（平和・人権・民主主義）の憲法であるはずの日本国憲法に「国権」論の残滓が深く刻みつけられてしまったこと、そしてその二つのものが原理的に矛盾・相克することを如実に示すものであるだろう。

しかし、そういった不十分な点なり課題なりがあったとしても、他方で、戦後、日本が、憲法（とくに前文・9条）の厳しい制約とそれを支持する多くの国民の声や様々な社会運動、あるいは国際社会の平和を求める声に大きな影響を受けて、ともかくも対外的な戦争・武力行使を行わないで来たこと、直接の加害者とならなかったことは、それとして重要な意義を有するようにも思われる。この点も見ておきたい。

山内敏弘は、戦後憲法の平和主義が果たしてきた積極的役割として、①平和の維持の役割、②自由と民主主義のための役割、③経済的発展のための役割の三点をあげている<sup>(20)</sup>。①の平和の維持の役割とは、日本がまがりなりにも対外的な戦争・武力行使を行わず、結果的に日本やアジアの平和の維持にも一定程度貢献してきたことである。この点に関連して、日本が戦争をしなかったことを「日米安保条約」のおかげとする議論もあるが、もし安保条約のみがあり平和憲法が存在していなければ、朝鮮戦争・ベトナム戦争・湾岸戦争に米国の要請に従って参戦した可能性があり、逆に平和憲法があり安保条約がなかったとしてもソ連など他国から確実に攻撃を受けたであろうという証拠はなんら具体的に示されていない（ソ連が冷戦下において日本に非友好的な態度を示してきたのは日本に米軍基地があったからであり平和憲法があったからではない）と指摘している。また、②の自由と民主主義のための役割として、憲法9条の存在が「日本社会における批判の自由を下支えする」積極的な役割を果たしてきたことを指摘する樋口陽一の「自由の問題としての憲法九条」論<sup>(21)</sup>を参照しつつ、具体例として、政府の徴兵制違憲論の採用、1980年代の国家

(19) 河上前掲論文註(9)第2章以下、参照。

(20) 山内敏弘「平和主義の現況と展望」全国憲法研究会編『憲法問題』10（1999年5月）、76—79頁、参照。

(21) 樋口陽一「戦争放棄」樋口陽一編『講座憲法学』第2巻、日本評論社、1994年。

機密保護法制定断念、「三矢研究」などを除いて）議会制民主主義への自衛隊の不当な影響力行使がそれほど見られなかったことなどをあげている。③の経済的発展のための役割として、軍事費支出の対G N P比の相対的な低さが戦後日本における経済発展に重要な役割を果たしてきたことを指摘する杉原泰雄<sup>(22)</sup>などの議論を紹介し、「安保繁栄論」に対しても、米国との密接な関係は安保条約がなければ存在しなかったとは必ずしも言えず、また軍事関係と経済取引が必ずしも単純に結びつくものでないことも（フィリピンやニュージーランドの事例をあげつつ）指摘している（他方で、経済成長を無条件で良しとするものでもないことを南北問題や地球環境問題等を例にあげつつ付言している）。このような「光」と「影」の双方の側面を適切に見ておく必要があるだろう。

また、戦後日本の憲法史は、憲法の平和・人権・民主主義といった理念がただ一方的に「空洞化」してきたという単純なものではない。

今日、「憲法と現実の乖離」という側面が過度に強調されるきらいがあるように思われるが、小林直樹も指摘するとおり、そもそも実定法においては、「規範と事実の間に一定の隔張関係が存在する」のは「本質的現象」であり、「法規範と社会的事実の間には、相互に矛盾しながら・同時に引っ張り合うという、特殊な緊張関係が保たれている」ことは「法の常態」であるから、「実定法はつねに、規範と事実の弁証的な動態としてのみ成り立っている」<sup>(23)</sup>のである。そして、総論的には、「《政治の子》としての憲法の機能・変動・実現のどの過程も、政治的な力関係と密接にリンクされており、この力関係によって、憲法の動態の主要方向が決定される。憲法秩序は、歴史的な政治状況に参与する諸力の相関や相反によって、つねに動的な生きた連関として展開しているのである。……日本国憲法の動態も、戦後の政治＝社会的な力関係の・時々の総和によって規定され、特徴づけられている」<sup>(24)</sup>のである。

そして、戦後日本の憲法運用の実態を見るならば、例えば、渡辺治は、戦後の「憲法の歴史は、アメリカの改憲圧力、それを受けながら独自の思惑を持った保守支配層による改変の企図」と「革新政党や労働組合、市民、知識人による擁護の運動の対抗」といった「改憲をめぐる攻防の歴史」であるとしつつ、「時の政権は制定直後のわずかな時期を除いて憲法が目指した構想をまともに実現する努力をなしたことがないばかりか、何度かは本気でその改正に挑戦したし、それがかなわぬ場合でも、その歪曲・縮小を試みてきた。

---

(22) 杉原泰雄『平和憲法』岩波新書、1987年。

(23) 小林前掲書註(9)3頁。

(24) 小林前掲書註(9)9頁。

そのため憲法の構想は一度たりとも十全な実現をみないままに当初の構想を縮減・変質させられた」が、それにもかかわらず、「国民の運動により、憲法典の改変が阻まれたこと」で、憲法は「定着」をみせ、ほとんどの場合、「国民は、憲法擁護の側に立つことで憲法を選びなおし憲法を作り上げてきた」とし、現在の国民が享受している「憲法の現実は、こうした保守政権と国民の側との攻防の中で危ういバランスの上で維持されているものである」、と指摘している<sup>(25)</sup>。戦後日本の憲法動態を考える上では、こうした多角的な視点から分析することが求められるであろう。

2015年に戦後70年を迎え、さらに2016年11月3日に日本国憲法公布70年を迎えた今、本稿では、日本国憲法第9条の成立過程についてあらためて考察してみたいと思う。これは、現行の憲法条項の「原意」を探求するという問題関心というよりは、中長期的には、「成立期」または「創生期」において憲法の平和条項がどのような目的を持って提起・起草され、また、その当時平和主義条項がどのように捉えられ、さらには、そのような認識が現在までどのように承継されているのか（いないのか）を探る問題関心に基づく研究の一環として行われるものである<sup>(26)</sup>。

## 1. 憲法9条成立過程に関する論点に関する議論の前提

憲法9条の成立過程を探るためには、深瀬忠一も適切に指摘しているとおり、「日本国憲法の平和原則と規定は、敗戦後の、連合軍の占領下に複雑・特殊な制定過程を辿り、国際的および国内的諸要因が影響し合って、その平和主義の意味・内容が形成された」ものであり、その成立過程を解明するためには、「国際的および国内的諸行動主体ないし契機の決定・関与・影響関係によって規定され、最終的に複合されて行く動的過程の解明」<sup>(27)</sup>

(25) 渡辺治『現代史の中の安倍政権』かもがわ出版、2016年、118－119頁。

(26) この方法論につき、斎藤誠「戦後地方自治の現像 — 帝国議会における憲法条項審議をめぐって」『自治実務セミナー』2015年8月号、14頁、参照。

斎藤は、ライナー・ヴァール（「公法の50年間の発展」〔小山剛監訳〕『憲法の優位』慶應義塾大学出版会、2012年所収）の方法論を参照しながら、その論稿において、第90回帝国議会（事実上の憲法制定議会）での議論を（とくに金森徳次郎国務大臣の思考をひとつの焦点として）読み解くことにより、「現行法解釈のための条項の『原意』探求という狭い視角ではなく、『創生期』において地方自治保障、地方自治制度がどのように捉えられ、そのように承継されているのか（いないのか）という問題関心によるスケッチ」を試みている。

(27) 深瀬前掲書註(4)113頁。

が必要であろう。このような指摘ほどまで体系的で客観的な理論構成を行うのは私の能力を超えるように思われるが、しかし、本稿も、いずれそうした水準に少しでも近づけるようにするために、中長期的な計画をもって行う予定である戦後日本国憲法史研究の一環として行われるものと位置づけておきたい。

ただし、そうした作業に入る前に、まず確認しておきたいのは、憲法9条成立の意味を論ずる際に、憲法9条の発想は当時の誰が一番初めに言い出したのかなどということ完全な形で断定するのはきわめて困難であるということである。それは、例えば、チャールズ・ケーディス（GHQ民政局次長。肩書きは当時、本稿では、当時の肩書きを断りなく用いることがある）も指摘するように、憲法9条的な発想それ自体は、あの「当時、みんな戦争放棄とか平和主義について同じようなことを考えてい……たし、この考えがだれによって、またどこから始まったのか特定することは難しい」<sup>(28)</sup>からでもある。むしろ、場合によっては、当時の文脈の中で、日米両当事者と日本・世界の民衆の多くが（理由は何であれ）この規定を受け入れたという事実の方が重要であるのかもしれない（もちろん、日米の当事者たちの中には無視できない温度差もあるのだが）。ともかく、憲法9条の制定過程が日本国憲法成立論の中で最大の論点であると脚光を浴び、いったい憲法9条を誰が言い出したのか草の根分けてもさがしだそうとする傾向がこれまで強かった背景には、この憲法（とくに戦争放棄規定）が米国による日本弱体化のための「押しつけ」であるという意見が（ナショナリストないしは「保守」層を中心として）根強くあった（ある）からだし、また逆に憲法9条の非戦・非武装平和主義を評価する人々もそうした意見に対抗しなければならないとして同じ土俵に乗ってしまったりするなど、こうした問題の論点が一点に集中化されてきたことがあるのではないかと推測される。この種の単純な「押しつけ」論については、とりあえず、押しつけとは嫌がるものを無理やり強制することである以上、少なくともここには多くの日本国民が憲法9条の平和主義を（少なくとも表向きは）積極的に受容し、また、戦後史の中でこの意義を再発見し、変えないことを選び取り続けてきた点を見ておけばとりあえず十分である。それよりも、この憲法9条成立論において、より重要だと私には思われるのは、憲法9条が国内的・国際的にいかなるコンテクスト（思想と構造）の中で成立し、それが当時並びに今日そして未来において、いかなる意味を持ったか、あるいは持ち得るかという点であり、それを憲法制定当時の原点に戻って考えることであろうと思われる。

---

(28) 竹前栄治『日本占領——GHQ高官の証言』中央公論社、1988年、60頁。

さて、こうした議論を行う際、まず念頭におくべきは、当時の先行条件として、日本の敗戦、ポツダム宣言の受諾に加えて、国際連合の成立、広島・長崎の原爆投下（核時代の幕開け）等があったことである。時あたかも、過去・現在・未来の戦争認識のリアリズムが、徹底した平和を実現させることが不可避であるという認識・実感へとつながり、その確信が日本中を包もうとしていたときであった。憲法に戦争放棄の規定を盛り込むという新しい時代はこのようなフレッシュな空気の中で訪れたのである。これはまさに、日本史、世界史双方の意味でターニングポイントとなり得る画期的な出来事であった。

そうであるから、新憲法の平和主義規定は、米国政府の敗戦日本に対する懲罰的取り決め（日本が二度と世界とくに米国に剣を振り上げることのないようにする）の域に留まるようなものではなかった。この時の米国（ワシントン）政府にとって、日本の武装解除・非軍事化は、占領行政の前提ではあったが、占領軍撤退後も含めてその恒久化まで要求するものではなかったのである。なお、米国政府がGHQ（ひいては日本政府）に対して日本非武装の永久化を要求することがなかったということは、対日戦後処理政策、アチソンの助言（「アチソン12項目」<sup>(29)</sup>等）、SWNCC（The State-War-Navy Coordinating Committee、国務・陸軍・海軍三省調整委員会）第228号文書「日本統治制度の改革」（1946年1月7日、以下「SWNCC-228」と記す）<sup>(30)</sup>のいずれにも戦争放棄・戦力の不保持の恒久化（憲法条項への挿入）を求める文章・文言がないことを見ても明らかと言わなければならない。

例えば、日本国憲法成立に直接きわめて大きな影響を与えたとされるSWNCC-228を見てもそこに書かれていることは、せいぜい「日本の非軍国主義化のための総合政策の一環として、日本の基本法が、その政府が実際に国民に対し責任を負うこと、また政府の文官部門は軍部に優越することを規定するよう、改正さるべき」<sup>(31)</sup>として、憲法上シビリアン・コントロールの制度が完全に確立すべきとされたにすぎないのである。むしろ、ここでは日本の将来のあり方として軍の存在（再軍備）を一定の条件の下では容認するもの

(29) Political Reorientation of Japan, September 1945 to September 1948, Vol. I, Section III, The New Constitution of Japan, by Alfred Hussey Report of Government Section, SCAP.2 vols.1949, 邦訳『日本の政治的再編成』第3章「日本の新憲法」（『国家学会雑誌』65巻1号、1951年6月号。それを再録したものとして、神戸都市問題研究所編『地方行政制度資料・別巻』勁草書房、1996年。本稿では、再録の后者から引用した。以下、「日本の新憲法」と略す。「アチソン12項目」については、「日本の新憲法」再録版・407頁、参照。

(30) SWNCC第228号文書「日本統治制度の改革」の全文は、高柳賢三・大友一郎・田中英夫編『日本国憲法制定の過程I』有斐閣、1972年、412頁以下、参照。

(31) 高柳ほか編前掲書註(30)419頁。

ですらあったことに格別の注目が必要であろう。このようにしてみると、憲法9条の起源は、米国（ワシントン）政府にはないと言えるだろう。一部の人々が言うように、専ら米国が日本を弱体化するために憲法9条を「押しつけた」という単純なことでは決していないのである<sup>(32)</sup>。

無論、言うまでもなく、当時の連合軍最高司令官ダグラス・マッカーサーといえども、連合軍そして実質的には米国の立場と意思に忠実でなければならなかった（ただし他方でマッカーサーには多くのそして広大な裁量が与えられていた）。だから、米国政府をはじめとした連合軍が日本国憲法第9条へと結実する一連の過程を容認しなければこのような平和主義規定が実現しえなかったことも一方で紛れもない事実であり、その意味で、このことは憲法9条が米国や極東委員会などの考えていた占領政策と適合こそすれ矛盾・衝突

---

(32) SWNCC-228がGHQに送付された当時である1946年1・2月頃に、米国政府は、「日本の非武装化及び非軍事化のための条約案」（「バーンズ条約案」とも言う）を英国・中国・ソ連に交付し意見を求めていた。同条約の内容は、①日本の陸海空軍及びそれに類似する一切の軍事的機構を廃止しおよび一切の軍事的施設を禁止すること、②米英中ソ4カ国からなる監視委員会を設置すること、③以上を日本が受け入れることを占領終了の条件とすること、④監視委員会は、占領終了後も、条約国や国連安保理に報告を提出し、日本がこの条約に違反する場合はその停止または予防を確保するために必要で迅速な行動をとること、⑤条約の有効期限は25年とすることである。同条約案が公表されたのは1946年6月21日であるが、この1・2月の時期の段階で同条約案が作られたことを考えると、これらがマッカーサーに影響を与えた可能性がないかが問題となる。

これに肯定的に答える説もある。三輪隆は、マッカーサーが米国国防省の日本非武装化4カ国条約構想に対抗してそれを無効化するために先手を打ったとする（三輪隆「日本非武装化条約構想とマッカーサー・ノート第2項」『埼玉大学紀要教育学部〔人文社会科学編〕』第47巻1号・1998年3月）。

しかし、否定的に答える説もある。内閣憲法調査会小委員会は、「この条約案は1946年6月21日に公表されたものであるが、同年2月頃マ元帥はその写しを受領していたか、受領しなくてもその内容を知っていたか、知っていたとすれば、その趣旨を日本国民が自発的に宣言するという形において新憲法草案の中に取り入れたのではなかったか」という質問を当事者に行っている。これに対して、米国国務省において戦前より対日基本政策策定等に関わったことで知られるポートンは、マッカーサー元帥にもこの条約案の写しは送付されていたが、この条約はバーンズ長官のアイデアであって、米国政府の政策として固まったものでないことはわかってははずであるから、この条約案の趣旨を改正憲法制定案にとり入れたというようには考えられないと述べており、また、ホイットニー（GHQ民政局長）も、「私の記憶しているところでは、最高司令部は、1945年12月のモスクワ会議または1946年7月のパリ会議で平和条約の案件が議論されたということについては情報さえ受けていませんでした」と述べている。こうしたことも含めて、内閣憲法調査会渡米調査団の調査では、「少なくとも戦争放棄条項は非武装化条約案とも関係なく、またアメリカ政府の意向によるものでもな」と結論づけている（憲法調査会小委員会報告書前掲書註(9)216-219頁）。



することはなかったということでもある。しかし、だからといって、当然ながらこの憲法が専ら米国政府の意思に基づいて制定されたとは言えないことも明白であろう。米国政府はあくまでも後になってマッカーサーと日本側の決定を追認したにすぎない。

こうしたことを前提としつつ、次章からいくつかの証言・学説・論点を追うこととしたい。まず、憲法の平和主義条項の起草過程について、GHQ最高司令官のダグラス・マッカーサー、そして、憲法草案作成当時の日本の総理大臣であった幣原喜重郎首相という日米の政治上の最高責任者自身の証言をまず見ておくこととしたい（第2章）。続いて、憲法9条成立過程の争点と学説を分析する上で、さらに、戦争放棄条項（現行の憲法第9条）の条文の文言の変遷（第3章）、憲法9条の憲法条項での位置（第4章）、憲法9条成立過程における、マッカーサー・ノートから「芦田修正」までの条文案修正が及ぼした効果について（とりわけ「自衛戦力合憲論」との関わりについて）出されているいくつかの証言・学説の検討（第5・6章）、さらに、近年の研究として注目される高柳賢三憲法調査会会長とダグラス・マッカーサー元帥及びコートニー・ホイットニー元GHQ民政局長との間の往復書簡の内容の検討（第7章）、幣原提起説をめぐる証言・学説の検討（第8章）、そして、憲法9条（成立）が沖縄の基地化とバーターであるという意見（第9章）についても検討を加えたいと思う。以下、順次考察を試みたい。

## 2. 幣原とマッカーサーの証言 — 幣原・マッカーサー会談（1946年1月24日）

日本国憲法第9条は、日本国憲法の成立過程や運用の実際を問題とするときに、必ず議論されるきわめて重要な争点となっている。

例えば、日本国憲法の「押しつけ」性を殊更強調・喧伝する人々は、憲法9条を「平和・民主の名の下に祖国の解体」（中曾根康弘「憲法改正の歌」）をはかった日本弱体化規定そのものにとらえてきたし、あるいは日本が普通の大国（経済大国・政治大国・軍事大国）となるための、ないし経済大国の維持拡大を担保する政治力そして軍事力の自由な展開を行う上での大きな桎梏・障害にとらえ、「日本よ国家たれ」（清水幾太郎）、「普通の国へ」（小沢一郎）、「戦後レジームの転換」（安倍晋三）などと叫び、様々な批判を浴びせかけてきた。

しかし、これは「哲学の貧困」ではなかろうか。確かに一方で、当時、侵略戦争を敢行

し敗戦を迎えた日本が、二度と世界に対して剣を振り上げる軍国主義国家にならぬよう平和・民主の国として生まれ変わるよう様々な占領改革が、日本自身が受諾したポツダム宣言（この内容は単なる「無条件降伏（unconditional surrender）」を求めるというだけではなく占領に当たっての「要求項目（terms）」・基本方針として、「平和」「基本的人権」「民主主義」をあげていた）等に基づいて、行われたことは事実である。その意味で、国際世論は日本の民主化・非軍事化を求めたのである。しかしだからといって、このことをもって、懲罰・「祖国の解体」・日本の弱体化などとしてしかとらえられないのは、日本の民主改革・平和主義の成立が、（とくに民衆の立場にたてば）「歴史的必然」、すなわち「戦争と平和に関する全人類の世界史的体験と反省の結実」（久野収）<sup>(33)</sup>であったことに対する真摯な認識と想像力の欠如ゆえではないだろうか。日本国憲法の平和・人権・民主主義は、大きな加害と被害、すなわちアジア二千万を下回らないとも言われる数の犠牲と日本国民数百万の甚大な犠牲の上でようやくつかみ取ったものであり、これは国内外に向けた神聖な公約というべきものである。このリアリティを見失った議論は、誠実さに欠けるものではないだろうか。このことについて、小林直樹は次のように指摘する。

「この甚大な犠牲者によって体験され・確認されたのは、ほかならぬ平和と民主主義の尊さであり、過去の天皇絶対主義と軍国主義の愚かさであったはずである。この戦争体験は、旧体制の無数の犠牲者を無駄死にさせないためにも、また日本国民の幸福な未来を築くためにも、平和と民主主義を根幹とした憲法を必然的に要請するであろう。戦後の急激な変革による価値崩壊と生活苦の中で、まだ自主憲法を作りうる能力を持ちえなかった大多数の国民が、新憲法に歓迎の意を示したのも、戦争体験に基づいて平和＝民主の憲法の意味を理解しえたからである。」<sup>(34)</sup>

この認識は基本的に妥当であると思われる。こうして我々は、憲法成立から70年後の時代に生きる今、この憲法がいかんにして生み出されたか、その歴史的背景および原動力は何であったか、また、人類史の中でこの憲法成立が持った意味とは何であったのかを、改めて振り返る地点に立たされているように思われる。そうした真摯な原点省察を積み上げ、現在を見つめ直し、さらに未来創造へとつなげて行くことこそ急務であろう。

このように、世界と日本の歴史的な意味を鑑みても、日本国憲法の最も特徴的な規定といえば、やはり憲法第9条であろう。この日本国憲法第9条では、周知のとおり、あらゆる戦争の放棄、あらゆる戦力の不保持、国の交戦権の否認を明確に定めている。それ故、

---

(33) 久野収『憲法の論理』増補新版、筑摩書房、1989年、48頁。

(34) 小林前掲書註(9)21頁（ルビも原文のまま）。

多くの人々が、日本国憲法を「平和憲法」と称するのもそれなりの理由がある。この規定は、まさに国際法の戦争違法化ないし戦争非合法化の潮流を正統に継承しつつ、それをさらに核時代の平和主義としてより徹底した点で、普遍性と独自性をあわせ持つ画期的なものであったように思われる。まさにこの徹底的で積極的な平和主義の条項が成立したことは、日本にとっての民主化・非軍国主義化の礎となっただけではなく、「世界史的な意義」（『註解日本国憲法』）を有するものであっただろう。

そして、憲法制定過程に着目すれば、後述するように、一説に、憲法9条の発想・アイデア自体は、時の首相である幣原喜重郎によって、1946年1月24日の会談の際、マッカーサーに対して示唆・提起されたともされていることに注目が必要であるように思われる。私としては、憲法9条は、世界の戦争違法化ないし「戦争非合法化（outlawry of war）」の思想と潮流を継承・発展したという側面<sup>(35)</sup>に加えて、日本の国民の戦争体験（加害と被害）を背景にした幣原の平和・軍縮・「協調外交」の思想と実践<sup>(36)</sup>の法的具

(35) 河上暁弘『日本国憲法第9条成立の思想的淵源の研究——「戦争非合法化」論と日本国憲法の平和主義』専修大学出版局、2006年、参照。

(36) 深瀬忠一「幣原喜重郎の軍縮平和思想と実行」芦部信喜・清水睦編集代表『佐藤功先生古稀記念 日本国憲法の理論』有斐閣、1986年、参照。幣原の平和主義についての私の見解については、河上前掲書註(35)第I部第3章第1節、参照。

その他、幣原喜重郎の思想と生涯を伝えるものとしては、『幣原喜重郎』幣原平和財団、1955年、幣原喜重郎『外交五十年』（再販：中公文庫・1984年、初版は1951年）、宇治田直義『幣原喜重郎』時事通信社、1985年、岡崎久彦『幣原喜重郎とその時代』PHP研究所、2000年、服部龍二『幣原喜重郎と二十世紀の日本』有斐閣、2006年、Klaus Schlichtmann, *Japan in the World: Shidehara Kijuro, Pacifism, and the Abolition of War* (Asia World), Lexington Books (Lanham: Rowman & Littlefield Publishers, INC., 2009)., Klaus Schlichtmann, “The Ethics of Peace: Shidehara Kijuro and Article 9 of the Constitution,” *Japan Forum*, The International Journal of Japanese Studies. Oxford University Press, Vol.7, No.1, Spring 1995., Klaus Schlichtmann, “A statesman for The Twenty-First Century: The life and Diplomacy of Shidehara Kijuro (1872-1951),” *Transactions of the Asiatic Society of Japan*, September, 1996. 等、参照。

さらに、専門書ではないが、塩田潮『日本国憲法をつくった男——宰相幣原喜重郎』（文春文庫、1998年）や堤堯『昭和の三傑——憲法九条は「救国のトリック」だった』（集英社文庫、2013年）などが描き出す幣原像は当時の歴史理解や人物像理解において、時に専門書以上に役に立つ視点なり仮説なりが多く盛り込まれていることがあるように思われる（前者の著者は評論家・ノンフィクション作家、後者の著者はジャーナリスト〔文藝春秋元編集長〕）。確かに、学術論文や専門書以外のものは、註のつけ方（その不在）や根拠の示し方、論証の仕方等が学術書などとは大きく異なるが、大いに参考となる鋭利な視点を含んでいることも多いように思われる。なお、歴史研究は公人の公的発言や文書のみを使用して行われるわけではない。両者の著作は、フィクションではないが、一般論としても、時に優れた文学（フィクション）がノンフィクション以上に「真実」に迫り、文化や人物のあり方（少なくともそのある側面）を描き出すことがありうることについては、ニューヒストリシズムなどの方法論を含めて、近年、とくに珍しい指摘でもないだろう（富山太佳夫『文化と精読』名古屋大学出版会、2003年、山内昌之『鬼平とキケロと司馬遷と』中公文庫、2016年等、参照）。

現化のあらわれでもあるという点に格別の注目をしたいと考えているからである。

この幣原の憲法9条の提起という事実については、日本国憲法制定過程の日米両国の最高責任者たる幣原喜重郎首相とダグラス・マッカーサー最高司令官の証言によっても示されている。本章ではまずそうした日米の責任者とも言うべき両者の証言を見て行くこととしたいと思う。

### (1) ダグラス・マッカーサーの証言

マッカーサーの憲法9条についての見解は、①1946年3月6日「新憲法提案に対する声明」、②1946年4月5日「対日理事会」における演説、③1951年5月5日米国上院軍事外交合同委員会における証言、④1955年1月26日ロサンゼルスにおける演説、⑤憲法調査会渡米調査団高柳賢三会長宛の書簡、⑥『マッカーサー回想録』等の中で示されている。憲法9条成立過程について探る本章では、まずマッカーサーの9条成立過程に関する証言の先駆けともいうべき、③1951年5月5日米国上院軍事外交合同委員会における証言<sup>(37)</sup>を見て行きたいと思う。ここでマッカーサーは次のように証言している。

「私は、戦争の廃絶がなされるべきであるということを確認致します。

それが可能だということは、日本という偉大なる実例が示しているのです。

あなたは、広島、長崎に言及されたではないですか。

日本の人々 (people) は、世界のどの人々よりも、原子戦争の意味を知っています。それは何も学問的な理論のレベルの話ということではありません。日本では、何人もの仲間の死を数え、何人もの仲間の埋葬を行ってきたのです。

そして彼らは、自らの決断によって、自らの憲法に戦争非合法化 (outlawing war) の規定を書き込んだのです。

内閣総理大臣幣原氏が私の所にやってきて、こう言ったのです。『私は長い間熟慮し、信じてきたことがあります』と。幣原氏は大変賢明な老人で、最近亡くなられた

---

(37) MILITARY SITUATION IN THE FAR EAST — Hearings before The Committee on Armed Services and The Committee Foreign Relations United States Senate Eighty-Second Congress First Session to conduct an inquiry into the military situation in the far east and the facts surrounding the relief of General of the Army Douglas MacArthur from his assignments in that area, MAY 5 1951, Printed for the use of the Committee on Armed Services and the Committee on Foreign Relations, United States Government Printing Office Washington: 1951.

のですが、彼は『これは、長い間熟慮し、信じてきたことなのですが、この問題を解決する唯一の方法は、戦争をなくすことです』と言いました。

そして、『私はこの問題の相談に来ましたが、軍人であるあなたにこうしたことを提起することには甚だためらいがあったのです。なぜなら、あなたはこうした私の提案を受け入れないだろうと思っているからです。しかし』と、彼は言いました。そして『私は、現在起草している憲法の中にそのような規定を入れるように努力したいのです』と言ったのです。

私はこれを聞いて思わず立ち上がり、この老人の両手を握って、これこそ取られ得る最も建設的な道の一つだと思う、と言いました。そうしないではいられなかったのです。

さらに私は彼にこうも言いました。あるいは世界はあなたをあざけるかもしれない。御存じのとおり、今は曝露の時代、シニカルな冷笑の時代です。ですから、世の人々はその考えを受け入れようとはしないでしょ。その考えは嘲笑の種となるでしょう。— そのこと自体は事実そうなったのですが — その考えを貫き通すには大変な強い道徳的な持続力 (great moral stamina) を要するでしょう。しかし、最後には彼らはその非難の線を維持することはできないでしょう。そう言いました。さて、こうして私は彼を励まし、彼らはこの条項を自らの憲法に書き込むことになったのであります。

そして、その憲法の中に何か一つでも日本の民衆の一般的な感情に訴える条項があるとすれば、それはやはりこの条項でした。」<sup>(38)</sup>

なお、マッカーサーはさらに、このマクマホン上院議員 (コネチカット州選出) の質問に対する答えにおいて、「上院議員、私の示す解決法は次のものであります。すなわち、あなた方には、国際連合やその他のフォーラムを通して、世界に対し、この解決法 [戦争の廃絶] の同意をとりつけ、またそれを討議する憲法機関や立法機関を持つようにはたらきかけて、あくまでも頑張り抜く人々は誰なのかをよく見て頂きたいのです。／私は、どの国も、全ての国とりわけ全ての大国が実際にそれをやってみるまで、実行に移さないことはよく理解しています。／ですから、大国は模範を示さねばなりません。／もし万が一、4つないし5つの大国が、それを行なったならば、他の国がそれを拒むことは不可能であります。／どうぞこのことを議論して下さい。あなた方はそのような立法を可決すべきです。それはぜひやるべき前提条件です。そ

---

(38) *Ibid.*, pp.223-224.

して他国に対してもそれをはたらきかけるべきであります。そうすれば、世界のモラル・リーダーシップを取れることとなるでしょう。それこそ我々の使命なのです。こうしたことをぜひやろうではないですか<sup>(39)</sup>と答え、さらに、「私は、もし戦争を廃止するということになれば、自らの地理的な境界線の中で良好な状態を維持するのに〔すなわち国を守るために〕必要とされるのは、警察とconstabulary（保安部隊）程度の武装で十分であろうと確信致します<sup>(40)</sup>と答えていることも重要であろう（なお、註(12)でも述べたが、文章中の／は改行を表す。以下、引用文章中の／は改行を表す。）。

このマッカーサー証言の熱意に押されて、上院のこの委員会では、質問者（マクマホン）自身も、「戦争を引き起こす原因が今なお世界に存在する軍隊にあるということに賛成です<sup>(41)</sup>とマッカーサーの提案に積極的に応じ、また、トベイ上院議員も、マッカーサーの戦争廃絶の提案を、「世界の未来の真の原理となるべきもの」であるので「全てそっくりと例外なく記録すべき」「最高に感動的な発言」である<sup>(42)</sup>と評し、委員会に賛同を求め、異論なく受け入れられてもいることもきわめて興味深い。

つまり、マッカーサーは、憲法9条の幣原による提起と成立を高く評価しただけではなく、この戦争放棄と軍備放棄を一体のものとした憲法9条の理念の国際化、そのためのまず米国による実行を提起し、それが米国議会上院軍事外交合同委員会の場でも積極的に評価されたのである。

また、1955年1月26日のロサンゼルスでのスピーチで、マッカーサーは、「当時の賢明な幣原首相は私を訪れ、日本人（the Japanese）自身を救うには、彼らは国際的な手段として戦争を廃絶すべき（should abolish war as an international instrument）であると強く要望（urged）した。私がこれに同意すると、彼は私の方に向き直って、『世界は我々が実際に即さぬ夢想家（impractical visionaries）であるといつてあざけり笑う（laugh and mock）でしょうが、百年後には我々は予言者（prophets）と言われるようになるでしょう』と言った<sup>(43)</sup>、と述べている。

---

(39) *Ibid.*, pp.223-224.

(40) *Ibid.*, p.225.

(41) *Ibid.*, p.225.

(42) *Ibid.*, p.224.

(43) Douglas MacArthur, *A soldier speaks; public papers and speeches of General of the Army, Douglas MacArthur*. / Prepared for the U.S. Military Academy, West Point, N.Y., by the Dept. of Military Art and Engineering. Edited by Vorin E. Whan, Jr. With an introd. by Carlos P. Romulo., New York; London: F.A. Praeger, 1965, p.319.

さらに、『マッカーサー回想記』は次のように言う。

「日本の新憲法にある『戦争放棄』条項は、私の個人的な命令で日本に押しつけたものだという非難が、実情を知らない人々によってしばしば行われている。これは……、真実ではない。……幣原男爵は一月二十四日……の正午に、私の事務所におとずれ、私にペニシリンの礼を述べたが、そのあと私は男爵がなんとなく当惑顔で、何かをためらっているらしいのに気がついた。私は男爵に何を気にしているのか、とたずね、……首相として自分の意見を述べるのに少しも遠慮する必要はないと行ってやった。〔幣原〕首相は、私の軍人という職業のためにそうしにくいと答えた……。

〔しかし、〕首相は……、新憲法を書上げる際にいわゆる『戦争放棄』条項を含め、その条項では同時に日本は軍事機構は一切もたないことをきめたい、と提案した。そうすれば、旧軍部がいつの日かふたたび権力をにぎるような手段を未然に打消すことになり、また日本にはふたたび戦争を起す意志は絶対がないことを世界に納得させるという、二重の目的が達せられる、というのが幣原氏の説明だった。／首相はさらに、日本は貧しい国で軍備に金を注ぎ込むような余裕はもともとないのだから、日本に残されている資源は何によらずあげて経済再建に当てるべきだ、とつけ加えた。／私は腰が抜けるほどおどろいた。長い年月の経験で、私は人を驚かせたり、異常に興奮させたりする事柄にはほとんど不感症になっていたが、この時ばかりは息もとまらなばかりだった。」<sup>(44)</sup>

さて、マッカーサーは、その他の証言においても、憲法9条を高く評価する旨をくり返し述べている。②1946年4月5日の「対日理事会」における声明<sup>(45)</sup>では、次のように言う。

「新憲法の条項は全て重要なもので、ポツダムで表明された目標に向けて個人をも集団をも導くものでありますが、私が特に指摘しておきたいのは戦争放棄の条文であります。戦争の放棄は、ある意味では日本の戦争能力の破壊の論理的帰結であります。しかしそれを超えて、国際社会において武力に訴える権利の放棄にまで至っているのです。このことによって日本は、正義と寛容と普遍的な道義が効果的に支配する

(44) 『マッカーサー回想記』下〔津島一夫訳〕朝日新聞社、1964年、163-164頁。

(45) マイクロフィルム 対日理事会文書（国立国会図書館蔵）*VERBATIM MINUTES of the FIRST MEETING ALLIED FOR JAPAN (Meiji Building, Tokyo, Friday, 5 April 1946 at 10:00 A.M.)*  
 なお、この対日理事会での声明は、次の書籍からも参照可能である。

Edward T. Imparato ed., *General Macarthur Speeches and Reports 1908-1964*, Nashville (U.S.A.): Turner Pub Company, 2000, pp.140-142.

国際社会への信頼を表明し、国民の安全をそこに委ねたのです」<sup>(46)</sup>。

「社会進化の過程において、人々は従来固有のものであった権利のある部分を手放して、主権を持つ州を創出せざるを得なくなりました。その団体に譲渡した第一の権利が、隣人との紛争解決に際して実力を行使する権利であります。社会の発展とともに集団や州は固有の権利を同様の仕方の手放し、団体意思の代表者たる主権者に譲渡することによって連合しました。アメリカ合衆国はこうして、すなわち各州が固有権を放棄し、連邦の主権を形成するという仕方でも成立したのであります」<sup>(47)</sup>。

「国策の手段としての戦争が完全に間違いであったことを身にしみて知った国民の上に立つ日本政府がなしたこの提案は、実際に戦争を相互に防止するには国際的な社会・政治道徳のより高次の法を発展させることによって人類をさらに一歩前進させる必要性を認めるものです」<sup>(48)</sup>。

「したがって私は戦争放棄に対する日本の提案を、全世界の人々が深く考慮することを提唱するものです。道はこれしかありません。国際連合の目標は賞賛すべきもの偉大で気高いものですけれども、その目標も日本がこの憲法によって一方的に行うことを提案した戦争する権利の放棄を、まさに全ての国が行った時に初めて実現されるのです。戦争放棄は同時かつ全般的でなければなりません。それはオール・オア・ナッシングなのです。それは言葉だけではなく行動によって効果を上げなければなりません。平和を求める全ての人々の信頼を勝ち得られるような明確な行動によってです。」<sup>(49)</sup>

このように、マッカーサーは、憲法9条の平和主義（戦争放棄・戦力不保持）原則を非常に高く評価している。それは、今や国連憲章が規定しているラインをもこえて、世界に先駆けてあらゆる戦争と武力行使を放棄した日本国憲法の先進性を賞賛する評価である。

こうした戦争の問題について、マッカーサーは、さらに、④1955年1月26日にロサンゼルス市主催の生誕記念祝賀会のスピーチでも、次のようにも言っている。

---

(46) 前掲マイクロフィルム註(45) 対日理事会文書（国立国会図書館所蔵）VERBATIM MINUTES of the FIRST MEETING ALLIED FOR JAPAN (Meiji Building, Tokyo, Friday, 5 April 1946 at 10:00 A.M.), pp.6-7.

(47) *Ibid.*, p.7.

(48) *Ibid.*, pp.7-8.

(49) *Ibid.*, pp.8-9.



「私自身の人生の範囲内でも、私は兵器の発達史を目撃してきました。私が陸軍に入った、世紀の転換期には、目標はライフルか銃剣か軍刀によって一人の敵を倒すことでした。それから十数人を殺すように設計された自動小銃が現れました。その後重砲は数百人に死を降り注ぎ、さらに数千人を撃つ空爆に続いて、原子爆弾による殺傷は数十万に達しました。そして今、電子工業やその他の科学は、破壊力を数百万単位に押し上げました。……しかし科学的全滅の勝利——この発明の成功——こそが、国際紛争の実際的な解決手段としての戦争の可能性を破壊したのです。接近して対峙する両陣営への巨大な破壊は、勝者に自らの惨状以外の何かをもたらすことを不可能にしています。……戦争は両陣営を破壊するフランケンシュタインとなってしまうのです。」<sup>(50)</sup>「重要な問題は、こうしたことが意味することが、世界から、戦争が非合法化されることが可能か (war can be outlawed) 、ということです。」<sup>(51)</sup>

さらに、マッカーサーは、高柳賢三憲法調査会会長への書簡（書翰）<sup>(52)</sup>においても、マッカーサーは幣原から提起を明言する。そこでマッカーサーは、「戦争を禁止する条項を憲法に入れるようにという提案は、幣原首相が行なったのです。首相は、私の職業軍人としての経歴を考えると、このような条項を憲法に入れることに対して私がどんな態度をとるか不安であったので、おそろおそろ、憲法のことについて会見したいという申し込みをしたのでしたと言っておられました。私は、首相の提案に驚愕しましたが、首相に私も心から賛成であると言うと、首相は、明らかに安堵の表情を示され、私を感動させました」と言い、また、「第九条は、幣原首相の先見の明と、ステーツマンシップと英知の記念塔として永久に朽ちることはないであろう」としている<sup>(53)</sup>。

これらマッカーサーの証言は、いずれも憲法第9条・戦争放棄の発案者は幣原喜重郎であるというものであり、それなりに一貫性を持った証言であり、証言自体にはとりたてて不自然なところはない。また、マッカーサー自身もこの憲法9条がこれから

(50) Douglas MacArthur, *A soldier speaks; public papers and speeches of General of the Army, Douglas MacArthur.* / Prepared for the U.S. Military Academy, West Point, N.Y., by the Dept. of Military Art and Engineering. Edited by Vorin E. Whan, Jr. With an introd. by Carlos P. Romulo., New York; London: F.A. Praeger, 1965, pp.314-315.

(51) *Ibid.*, p.315.

(52) 高柳賢三・大友一郎・田中英夫編『日本国憲法制定の過程Ⅱ』有斐閣、1972年、45頁。書簡原文（日英）からの内容の詳細の紹介・検討は後の章（第7章）において行う。

(53) なお、この往復書簡については、堀尾輝久が論文「憲法九条と幣原喜重郎」（『世界』2016年5月号）において、詳細な検討を加えていて注目されるので、後の章（第7章）でさらにその内容について考察をしたいと思う。

の日本と世界の未来をきり拓く重要な意義をもつことをきわめて高く評価し、かつそれを米国そして世界が一日も早くとり入れるべきだということをきわめて積極的に述べていることにも格別の注目が必要であろう<sup>(54)</sup>。

## (2) 幣原喜重郎の証言

さて、もう一方の幣原だが、この問題に対する彼自身の直接的な証言はほとんど残されてはいない。ただし、自らの著書『外交五十年』の中で次のように述べた箇所がある。これも大変重要なものであるように思われるので、(少し長いが)次のとおり引用する。

「戦後の混とんたる世相の中で、私の内閣の仕事は山ほどあった。中でも一番重要なものは新しい憲法を起草することであった。そしてその憲法の主眼は、世界に例のない戦争放棄、軍備全廃ということで、日本を再建するにはどうしてもこれで行かなければならんという堅い決心であった。

…… [1945年8月15日のこと、当時在野にあった幣原は、日本クラブで天皇の「玉音放送」・無条件降伏を聞き、ショックを受け、帰宅の途につく。家へ帰ろうと電車に乗ったとき、その車内で「非常に感激の場面に出席」う。]

乗客の中に、30代ぐらいの元気のいい男がいて、大きな声で、向こう側の乗客を呼び、こう叫んだのである。

『一体君は、こうまで、日本が追いつめられたのを知っていたのか。なぜ戦争をしなければならなかったのか。おれは政府の発表したものを熱心に読んだが、なぜこんな大きな戦争をしなければならなかったのか、ちっとも判らない。戦争は勝った勝ったで、敵をひどく叩きつけたとばかり思っていると、何だ、無条件降伏じゃないか。足も腰も立たぬほど負けたんじゃないか。おれたちは知らん間に戦争に引き入れられて、知らん間に降参する。怪しからんのはわれわれを騙し討ちにした当局の連中だ』と、盛んに怒鳴っていたが、しまいにはおいおい泣き出した。車内の群衆もこれに呼応して、そうだそうだといってワイワイ騒ぐ。

私はこの光景を見て、深く心を打たれた。彼らの言うことはもっとも至極と思った。彼らの憤慨するのも無理はない。戦争はしても、それは国民全体の同意も納得も得て

---

(54) マッカーサーの平和主義については、河上前掲論文註(9)第1部第3章第2節、参照。

いない。国民は何も知らずに踊らされ、自分が戦争をしているのではなくて、軍人だけが戦争をしている。それをまるで芝居でも見るように、昨日も勝った今日も勝ったと、面白半分に眺めていた。そういう精神分裂のあげく、今日惨憺たる破滅の淵に突き落とされたのである。もちろんわれわれはこの苦難を克服して、日本の国家を再興しなければならないが、それにつけても我々の子孫をして、再びこのような、自らの意思でもない戦争の悲惨事を味わしめぬよう、政治の組立から改めなければならぬということを、私はその時深く感じたのであった。……

……私は、図らずも内閣組織を命ぜられ、総理の職に就いたとき、すぐに私の頭に浮かんだのは、あの電車の中の光景であった。これは何とかしてあの野に叫ぶ国民の意思を実現すべく努めなくてはいかんと、堅く決心したのであった。それで憲法の中に、未来永劫そのような戦争をしないようにし、政治のやり方を変えることにした。つまり戦争を放棄し、軍備を全廃して、どこまでも民主主義に徹しなければならないということは、他の人は知らないが、私だけに限る限り、前に述べた信念からであった。それは一種の魔力とでもいうか、見えざる力が私の頭を支配したのであった。よくアメリカの人が日本にやって来て、こんどの新憲法というものは、日本人の意思に反して、総司令部の方から迫られたんじゃないかと聞かれるのだが、それは私に関する限りそうではない、決して誰からも強いられたのではないのである。

軍備に関しては、日本の立場から言えば、少しばかりの軍隊を持つことはほとんど意味がないのである。将校の任に当たってみればいくらかでもその任務を効果的なものにしたと考えるのは、それは当然のことであろう。外国と戦争をすれば必ず負けるに決まっているような劣弱な軍隊ならば、誰だって真面目に軍人になって身命を賭するような気にはならない。それでだんだんと深入りして、立派な軍隊を拵えようとする。戦争の主な原因はそこにある。中途半端な、役にも立たない軍備を持つよりも、むしろ積極的に軍備を全廃し、戦争を放棄をしてしまうのが、一番確実な方法だと思うのである。

もう一つ、私が考えたことは、軍備などよりも強力なものは、国民の一致協力ということである。武器を持たない国民でも、それが一団となって精神的に結束すれば、軍隊よりも強いのである。……〔侵略・占領軍に国民が従わず一致団結して抵抗したとしても〕八千万人という人間を全部殺すことは、何としても出来ない。数が物を言う。事実上不可能である。だから国民各自が、一つの信念、自分は正しいという気持ちで進むならば、徒手空拳でも恐れることはないのだ。……だから日本の生きる道は、

軍備よりも何よりも、正義の本道を辿って天下の公論に訴える、これ以外ないと思う。」<sup>(55)</sup>

こうした証言の妥当性については様々な考えがあるだろうが、まずは、これら当事者の証言が各界各層にあまり知られていないこと自体が問題だと私は思う。そして、幣原が（新憲法というものは、日本人の意思に反して、総司令部の方から迫られたんじゃないありませんかと聞かれることに対して）「それは私に関する限りそうではない」と答えている部分はなかなか深い意味を感じさせられる表現である（後述のように、幣原と他の閣僚〔とくに松本丞治国務大臣〕との第9条等についての意見や認識の違いを示唆するようにも読めなくはない）。

幣原は、戦前から平和・軍縮を希求する（本来の意味での）ステーツマンシップを持った外交官として著名であった。そして、大正デモクラシー花盛りの1920年代などには、外務大臣として数々の国際的な軍縮会議等に参加して、日本外交のイニシアチブをとり、幣原の名を内外に知らしめた。この「幣原協調外交」とは、本来、「十九世紀的なパワー・ポリティクスではなく、二十世紀の世界平和の組織化と国際協調と軍縮、……内政不干涉と経済外交といった大原則を『継続性』をもって貫く『原則外交』であ」<sup>(56)</sup>ったのだが、しかしだからこそ、1930年代の軍国主義台頭期には、野に下り一般国民同様の戦争被害を味合う境遇へと突き落とされることにもなった。これが幣原の原体験と言うべきである。その幣原にとっては、戦争放棄の発想は、自らの経験と「野に叫ぶ国民の声」に押されて自らの確信を深めたものであり、こうした幣原の信念は、戦後こうした形で活かされたのではないだろうか。

ただし、この憲法9条の成立論については、これらとは異なるアプローチもあり得る。以下、章を改めて、複数の章においてそれぞれこうした憲法9条成立過程の問題についてより深く掘り下げて行きたいと思う。

（かわかみ あきひろ 広島市立大学広島平和研究所准教授・憲法学）

キーワード：憲法9条／憲法制定過程／幣原喜重郎／マッカーサー／押しつけ憲法論／改憲論

(55) 幣原前掲書註(36)216－220頁。

(56) 深瀬前掲書註(4)133頁。